

のである。こういう点からみると、現在の検定教科書は、どれもこのままでは望ましいとはいえないようだ。(ごく少數の例外的な教科書はあるが)

最後に強調したいことは、子どもには何か一つの割り切った形での結論を押しつけないようにしたい。いろいろな立場から、結論の導き方が考えられる場合には、それをなるべく客観的に忠実に子どもの前に提

示して、子どもたちが自らの研究によって、それらのいずれかを自主的に選択できることがやがてるようにしておきたい。そのことがやがて子どもたちに正しい批判的な思考力を養うものであるからである。そしてなるべく広い視野に立って、いろいろな立場を比較考慮した上で、子どもたちが自らの結論を生み出すようにさせる教科書でありたいものである。
(東京教育大学助教授)

職業科

長谷川 淳

されてくる。これを要約すると、次の通りである。

1、勤労愛好の精神を涵養する教科であること。

2、生産技術や技術学的知識の習得を目的とするものではなく、生産的活動、実践的活動は、勤労愛好の精神や態度を養うための手段にすぎないから、生産技術を系統的に学習する必要はなく、実生活の

一、内容にどんな問題があるか
他の教科の教科書の場合と同じように、

職業科教科書の問題点も、そのもとは学習指導要領と検定基準にあり、検定調査や採択の方法にある。学習指導要領の含む問題点は、すでに発行当初からくりかえし指摘

申の雑多なあれこれの「仕事」を行わせるものであること。

3、この「仕事」は、就職のための適性発見に必要な試行課程であって、できるだけ多方面にわたるあれこれの経験であること。

17—現行教科書の欠陥・問題点はどこにあるか

- 4、「実生活に役立つ仕事を中心として」
「学習するものであるから、「職業」と「家庭」とが区別されねばならない」ということ。
- 5、学習の手段である「仕事」は「地域」の中に見出し、従って地域の産業の実情、学校の実情（学校の設備相応な）、生徒の事情（生徒の能力に相応な、家庭の事情に相応な）に応じて異なるものであること。そして、地域社会に奉仕し地域の産業に協力する能力・態度・心構えを養うべきこと。
- 6、以上の諸目標を達成するためには、單元、学習問題解決学習の方法をとること。
- 1、「仕事」の種類が多くすぎる。実生活の中に見られるあらゆる仕事が含まれ、一科書には次のような問題がある。

- 2、「実生活」の中の仕事の最少公倍数が盛り込まれている。
- 3、教材を選択するように、あらゆる地域の「実生活」の中の仕事の最少公倍数が盛り込まれている。
- 4、生産技術、その科学的原理や法則、それの系統的学習がしりぞけられ、経験的技術が極端に重要視されている。
- 5、学習指導要領に例示されている単元と同様に、雑多な仕事を五つか六つの単元にまとめているため、極めて不自然な單元構成がとられている。例えば、「勉強室の整頓」「校庭の美化」「幼い弟妹の世話」などから「中学生になって」「将来の希望」「輝く太陽の下に」というものまである。
- 6、勤労愛好の精神が強調され、封建的な職業道德や家族関係が強調されている。
- 7、「技術的知識」「社会経済的知識」の知識的教材が、「職業のさまざま」や、各職業における初任級や昇進についての情報、就職に際しての心構えなどにすりかえられている。

本来書かれた教材を必要とするというと
とは、この教科において一定量の知識の系
統的学習が必要であることであり、単なる
勤労愛好の精神だけを目的とするならば、
教科書など必要でない。それでも拘らず教
科書が出されるようになつてゐるのは、出
版企業の要求によるほか、単なる勤労主義
ではなく、ある一定の方針をもち、一定の
道筋を通った勤労精神を学習指導要領が求
めているのであるう。

二、検定調査および採択の問題

検定調査の方法とこれにからまる問題点
については、雑誌「教育」六月号、太極健
氏「教科書検定制度の問題点」にくわしく
述べられている。文部省が任命した調査員
が、学習指導要領の基準をまもり、当局の
方針に従つて、出版社から提出された原稿
を調査する。大概氏が指摘するように「調
査員の質によって甚だしく内容に偏向性を
おびる」だけでなく、職業科教科書にとつ
て重要な科学的事実や技術的手法を無視し
それに反した指摘をする場合が相當にあ
る。

検定に合格した教科書の展示・採択に当

つて、教育委員会が一定の基準に従つても
う一度検定し採択を決定する。他教科の教
科書にくらべて少し種類の中から、文部省
よりも、もつときびしい、しかも好ましから
ざる基準で検定し、教師の採択の自由を制
限してくる事例もある。

三、どのように教科書を使うか

現行の学習指導要領に準拠している限
り、職業科の教科書に期待することはでき
ない。しかし学校教育法第二十一条、同第
四十条の「……文部大臣の検定を経た教科
用図書……を使用しなければならない」と
いう規定のある限り、どんな不満足なもの
でも使わなければならぬ。

それにも拘らず、教師としての良心はま
げることはできない。執筆者や教科書会社
の編成した教科課程や单元構成にとらわれ
ることなく、教社の教科書をとりまぜて三
冊または四冊、最も適当なものを選んで使
つてゐる場合も見られる。教科書は、「主
たる教材」の一つにすぎないから、「従た
る教材」を十分に使いこなしてこれを補
い、その偏向を是正し、また「主たる教
材」を教材としてこれを批判的に使ってい

る場合もある。また、監督者から求められたらいつでも提示できるように、一番安い一番かさばらない教科書を教室にしまっておき、他の教材を使っている教師もいる。学習指導要領にも拠らず、教科書も使わずに、他の教材で教育している教師が、もうすでにあらわれて来ている。

このような教科書をいつまでも発行しつ

づけることは、執筆者にとつても出版会社にとつてもその良心に反することである。

最近ようやく、現場の教師の経験と、教育学者の意見をとりいれ、学習指導要領に拠らない、或いは検定基準の最低線すれすれに合格するように編集されたよい教科書が数点見られるようになつたことは喜ばしいことである。
(東京工業大学助教授)

図工科

上野省策

1 各著者の図工教育観をより明確に打出せ

図工科教科書の著者または編集者が、各々図画工作教育についてどのような考え方をもつてているのか、その著書に明せきに打

出してゆくことは、教科書の採択者である教師側が、採択にあたって、それぞれの教育観にてらして、適当と思うものを採用するのに不可欠な条件であるが、現在行なわれている教科書は、その内容、編集があまりにも類似しており、甚しいものは採択成績のよかつた本の編集を模倣するようなことも平然と行なわれている。人によつては、どの教科書も、文部省の指導要領を基礎として編集し、また検定基準にてらして検定されるのであるから、大体共通しておるのは当然であるといふのであるが、それにしても、著者達がそれぞれの觀点をもつと明らかに出して、特色ある編集をすることができる。またそうすることによつて、教師側の採択理由もはつきりと出てき